



熊本県公報

号外 第20号

平成29年5月29日(月)

(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1

規 則

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年5月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第22号

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則(平成27年熊本県規則第48号)の一部を次のように改正する。

目次中「(第13条・第14条)」を「(第13条―第26条)」に、「(第15条)」を「(第27条)」に改める。

第2条第2号中「及び第4条」を「、第4条、第21条及び第25条」に改める。

第3条中「この条」の次に「及び第21条」を加える。

第11条中「この条」の次に「及び第25条」を加える。

第4章中第15条を第27条とする。

第3章中第14条を第22条とし、同条の次に次の4条を加える。

(条例別表第3の1の項に規定する規則で定める事務等)

第23条 条例別表第3の1の項に規定する規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項に規定する規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 要保護者等(同法第6条第2項の要保護者である者又は同条第1項の被保護者であった者をいう。)に係る特別支援学校への就学奨励に関する法律の趣旨に基づく特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁(同法による経費の支弁を除く。)に関する情報

(2) 生活保護法第24条第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に定める情報

(3) 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 第1号に定める情報

(4) 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 第1号に定める情報

(5) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までに規定する徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務 第1号に定める情報

(条例別表第3の2の項に規定する規則で定める事務等)

第24条 条例別表第3の2の項に規定する規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項に規定する規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 生活保護法第19条第1項の規定に準じて外国人に対し行われる保護(以下この条において「外国人保護」という。)の実施に関する事務 要保護外国人等(同法第6条第2項の要保護者に準じる者である外国人又は同条第1項の被保護者に準じる者であった外国人をいう。)に係る特別支援学校への就学奨励に関する法律の趣旨に基づく特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁(同法による経費の支弁を除く。)に関する情報

(2) 生活保護法第24条第1項の規定に準じて行われる外国人保護の開始又は同条第9項に準じて行われる外国人保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事

- 務 前号に定める情報
- (3) 生活保護法第 25 条第 1 項の規定に準じて外国人に対し行われる職権による保護の開始又は同条第 2 項の規定に準じて外国人に対し行われる職権による保護の変更に関する事務 第 1 号に定める情報
 - (4) 生活保護法第 26 条の規定に準じて行われる外国人保護の停止又は廃止に関する事務 第 1 号に定める情報
 - (5) 生活保護法第 77 条第 1 項又は第 78 条第 1 項から第 3 項までの規定に準じて外国人に対し行われる徴収金の徴収（同法第 78 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定に準じて外国人に対し行われる徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第 1 号に定める情報（条例別表第 3 の 3 の 3 の 3 の 3 の項に規定する規則で定める事務等）
- 第 25 条 条例別表第 3 の 3 の 3 の 3 の 3 の項に規定する規則で定める事務は、国立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、国立高等学校等に在学する生徒等保護者等に対して交付する奨学のための給付金の交付の申請に係る事実に関する審査に関する事務とし、同項に規定する規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。
- (1) 当該申請を行う者又は当該申請を行う者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報を掲げる情報
 - (2) 当該申請を行う者又は当該申請を行う者と同一の世帯に属する者に係る外国人保護実施関係情報を掲げる情報
- 第 26 条 条例別表第 3 の 4 の 項に規定する規則で定める事務は、熊本県育英資金貸与基金条例第 7 条、第 7 条の 2 第 1 項又は第 7 条の 3 に規定する育英資金の貸与の申請に係る事実に関する審査に関する事務とし、同項に規定する規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。
- (1) 当該申請を行う者又は当該申請を行う者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報を掲げる情報
 - (2) 当該申請を行う者又は当該申請を行う者と同一の世帯に属する者に係る外国人保護実施関係情報を掲げる情報
- 第 13 条の次に次の 8 条を加える。
- (条例別表第 2 の 2 の 項に規定する規則で定める事務等)
- 第 14 条 条例別表第 2 の 2 の 項に規定する規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項に規定する規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
- (1) 熊本県税条例（昭和 29 年熊本県条例第 28 号）第 91 条第 1 項第 2 号の規定による自動車取得税の減免に関する事務 納税義務者又は当該納税義務者と生計を一にする者の熊本県税の療育手帳の交付に関する情報
 - (2) 熊本県税条例第 109 条第 1 項第 5 号の規定による自動車税の減免に関する事務
- 前号に定める情報
- (条例別表第 2 の 3 の 項に規定する規則で定める事務等)
- 第 15 条 条例別表第 2 の 3 の 項に規定する規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項に規定する規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
- (1) 公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 16 条第 1 項又は第 28 条第 2 項の家賃の決定に関する事務 公営住宅法第 2 条第 2 号の公営住宅の入居者又は同居者に係る療育手帳の交付に関する情報
 - (2) 公営住宅法第 16 条第 4 項（同法第 28 条第 3 項及び第 29 条第 8 項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭の減免又は同法第 18 条第 2 項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に定める情報
 - (3) 公営住宅法第 19 条（同法第 28 条第 3 項及び第 29 条第 8 項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 第 1 号に定める情報
 - (4) 公営住宅法第 25 条第 1 項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 同項の入居の申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る療育手帳の交付に関する情報
 - (5) 公営住宅法第 27 条第 5 項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 第 1 号に定める情報及び同項の規定により同居させようとする者に係る療育手帳の交付に関する情報
 - (6) 公営住宅法第 27 条第 6 項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 第 1 号に定める情報
 - (7) 公営住宅法第 29 条第 1 項又は第 32 条第 1 項の明渡しの請求に関する事務 第 1 号に定める情報
 - (8) 公営住宅法第 29 条第 7 項の期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務 第 1 号に定める情報
 - (9) 公営住宅法第 30 条第 1 項のあっせん等に関する事務 第 1 号に定める情報
 - (10) 熊本県営住宅条例（昭和 35 年熊本県条例第 11 号）第 4 条第 1 項に規定する入居者の条件の具備についての確認に関する事務 公営住宅法第 25 条第 1 項の入居の申込みをした者に係る療育手帳の交付に関する情報
- （条例別表第 2 の 4 の 項に規定する規則で定める事務等）

(条例別表第2の9の項に規定する規則で定める事務等)
 第21条 教育に係る私立高等学校等の金を交付する情報は、次に掲げる情報とす。又、当該申請を行う者は、同項の保護の開始若しくは廃止に関する情報(以下「生活保護実施関係情報」という。)

(1) 当該申請を行う者は、同項の保護の開始若しくは廃止に関する情報(以下「生活保護実施関係情報」という。)

(2) 当該申請を行う者は、同項の保護の開始若しくは廃止に関する情報(以下「生活保護実施関係情報」という。)

附 則
 この規則は、平成29年5月30日から施行する。